

様式第4号（第4条・第5条関係）

契 約 結 果 表				
番	号	第 3 8 号	種 別	建設工事
工事等の 内 容	工 事 等 名	平成 30 年度 吉田漁港津波・高潮防災ステーション 陸閘水門監視用 UPS バッテリー更新工事		
	工事等箇所	吉田町 住吉 地内		
	概 要	非常用電源設備更新工事 1 式 (電気通信工事)		
	発注担当課	産業課		
契約関係	契 約 方 式	随意契約	見積書徴取日	平成 3 0 年 9 月 2 6 日
	契約相手方 商号又は名称	日本無線株式会社 東海支店		
	契約相手方 住 所	静岡市清水区島崎町 6 番 2 9 号		
	契 約 金 額	9, 9 3 6, 0 0 0 円	契 約 日	平成 3 0 年 9 月 2 8 日
	着 手 日	平成 3 0 年 9 月 2 8 日	完 成 期 日	平成 3 0 年 2 月 2 8 日
	随意契約の 相手方を選 定した理由	津波・高潮防災ステーション被制御所内の非常用電源設備は上記事業者が施工し、保守点検も上記事業者が行っている。 非常用電源の交換後、吉田漁港監視設備の性能及び動作確認を行う際、設備や現地の設置状況を十分に理解している必要がある。また、他業者が工事を実施した場合、設備に異常が発生し対応が必要となった際、業者間の確認作業が必要となり、即時の対応が不可能となる。 以上のことを踏まえ、津波・高潮防災ステーションの目的である「緊急時の漁港背後地の安全確保」を考えた場合、工事業者と保守点検業者を同一とし、故障など不測の事態が発生した際に即時対応可能な体制をとる必要があるため、上記事業者を随意契約業者として選定した。		
		適用法令：地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号		
変更契約 関 係	変 更 後 契 約 金 額		変更契約日	年 月 日
	変 更 理 由			
	変 更 後 完成(了)期日	年 月 日		